

○津軽こみせ駅条例

平成 22 年 9 月 24 日

条例第 23 号

改正 平成 26 年 3 月 19 日条例第 29 号

令和元年 6 月 29 日条例第 1 号

令和 3 年 9 月 24 日条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、観光情報の提供、地場産品の展示等を行うことにより、市の観光物産の振興を図るとともに、市街地の活性化に資するため、津軽こみせ駅（以下「こみせ駅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 3 条例 32 ・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 こみせ駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津軽こみせ駅	黒石市大字中町 4 番地

(令 3 条例 32 ・一部改正)

(事業)

第 3 条 こみせ駅は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 物産等の紹介及び販売に関すること。
- (2) 観光施設の案内、宿泊施設の紹介その他の観光情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、こみせ駅の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第 4 条 こみせ駅の開館時間は、午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(令3条例32・一部改正)

(休館日)

第5条 こみせ駅の休館日は、火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により休館日を変更したときは、変更後の休館日をこみせ駅の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(令3条例32・一部改正)

(利用の許可)

第6条 別表に掲げる施設を占用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、こみせ駅の管理上必要な条件を付することができる。

(令3条例32・一部改正)

(使用料)

第7条 前条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定により納付した使用料は還付しない。ただし、天災その他利用者の責めによらない理由により利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(令3条例32・一部改正)

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免

除することができる。

(令 3 条例 3 2 ・ 一部改正)

(利用の制限等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、こみせ駅の利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を許可しないことができる。

- (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) こみせ駅の施設、附属設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めたとき。
- (5) 偽りの申請その他不正により利用の許可を受けたとき。
- (6) 利用者がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、こみせ駅の管理運営上支障があると認めたとき。

(令元条例 1 ・ 令 3 条例 3 2 ・ 一部改正)

(利用権の譲渡等の禁止)

第 1 0 条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第 1 1 条 利用者は、その利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を制限されたときは、直ちにその利用場所を原状に復さなければならない。

- 2 利用者は、前項の義務を履行できないときは、原状回復に要する経費を負担しなければならない。

(令 3 条例 3 2 ・ 一部改正)

(損害賠償)

第12条 こみせ駅の施設、附属設備等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(令3条例32・追加)

(指定管理者による管理)

第13条 こみせ駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 こみせ駅の管理を指定管理者に行わせる場合の手続は、黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年黒石市条例第30号）の定めるところによる。

3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 利用の許可に関すること。
- (3) 利用の許可の条件に関すること。
- (4) 利用の拒否若しくは許可の取消し又は停止若しくは制限に関すること。
- (5) こみせ駅の施設及び備品の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、こみせ駅の管理上必要と認められる業務

4 前3項の規定により、こみせ駅の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条ただし書及び第5条第1項ただし書中「市長が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条第2項、第6条、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(令3条例32・旧第12条繰下・一部改正)

(利用料金の収受等)

第 14 条 前条第 1 項の規定により指定管理者にこみせ駅の管理を行わせる場合における使用料（以下「利用料金」という。）は、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、指定管理者が、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

3 第 1 項の場合において、第 7 条（見出しを含む。）、第 8 条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えて適用するものとする。

（令 3 条例 32・追加）

（指定管理者が行う管理の基準）

第 15 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にこみせ駅の管理を行わなければならない。

（令 3 条例 32・旧第 13 条線下）

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（令 3 条例 32・旧第 15 条線下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

附 則（平成 26 年 3 月 19 日条例第 29 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者に係る使用料の額については、当該許可に係る利用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月29日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（黒石市老人福祉センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例（第2条、第10条、第13条、第14条、第17条、第18条、第20条及び第28条から第31条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた使用、利用その他の行為に係る使用料、利用料金その他の料金について適用し、施行日前に許可を受けた使用、利用その他の行為に係る使用料、利用料金その他の料金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月24日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表（第6条、第7条、第14条関係）

（令3条例32・全改）

区分	1時間	1日	1月
販売スペース	510円	3,870円	56,000円
第1展示室	210円	1,190円	16,000円
第2展示室	210円	1,240円	17,000円
広場	440円	2,970円	47,000円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とする。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 3 月の期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定による。
- 4 販売スペースを1月単位で利用する場合の電気料金、燃料費、水道料金等は、利用者の負担とする。
- 5 1時間又は1日単位で利用する場合において、第4条本文に規定する開館時間以外の時間に利用するときは、1時間につき1時間当たりの使用料の5割増しの額とする。